

令和8年度動物の正しい飼い方推進月間事業実施要領

第1 目的

県民に対する動物の適正な飼養及び管理の普及啓発と動物による人の生命等への危害及び被害の発生防止に努めることにより、動物の正しい飼い方の推進を図ることを目的とする。

第2 方針

- 1 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）及び千葉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成26年千葉県条例第42号。以下「動物愛護条例」という。）に基づく犬の係留の義務等の徹底を図る。
- 2 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。）に基づく動物の適正飼養と、動物取扱業の登録制度及び特定動物の飼養許可制度等の周知並びに遵守の徹底を図る。
- 3 動物取扱業者に対して、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準（令和3年環境省令第7号。以下「基準省令」という。）を遵守するよう指導する。
- 4 動物愛護条例に基づく動物の適正飼養と多頭飼養の届出制度等の周知徹底を図る。
- 5 本月間事業の実施に当たっては、市町村及び関係団体の協力のもとに推進する。

第3 実施期間

令和8年6月1日（月）から6月30日（火）までとする。

第4 実施方法

1 衛生指導課

本月間の目的等について周知を図るため、千葉県警察本部生活安全部、千葉県教育委員会、公益社団法人千葉県獣医師会及び公益財団法人千葉県動物保護管理協会へ本月間の実施について通知し、また、県民に対して、各種広報により動物の適正な飼養及び管理について普及啓発を図ること。

2 各保健所及び動物愛護センター

(1) 協力の依頼

管内の市町村長、小学校長、幼稚園長、保育所長及び公益社団法人千葉県獣医師会の地域獣医師会長、動物愛護推進員等に本月間事業推進の協力を依頼すること。

(2) 実施内容

ア 飼い犬の係留指導等

犬の放し飼い及び不適切な係留方法によるこう傷事故等を防止するため、犬の所有者等に対し指導を徹底すること。

また、犬を運動させる場合においても、人に危害を加えるおそれのない方法で行うこと及び公共の場所等をふん尿で汚さないよう、その適正な処理を行うことを指導すること。

イ 家庭動物等の飼養管理指導

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（最終改正：令和4年環境省告示第54号）に基づき、動物の健康及び安全の保持等について指導・助言を行うこと。

ウ 野犬等の捕獲

野犬等による人の身体又は財産に対する危害及び被害の発生を防止するため、捕獲の強化を図ること。

所有者等から返還の申し出があったときは、逸走の再発を防止するための必要な指導等を行うこと。

エ こう傷犬飼養実態の調査と指導

令和7年度に飼い犬こう傷届を受理したもののうち、所有者等の不適正な管理（放し飼い、係留方法が適切でない等）に起因するものについて、別紙1「動物の正しい飼い方推進月間事業実施報告書」の「9 こう傷犬飼養実態調査」により当該犬の飼養管理状況を調査すること。

なお、管理上の不備が認められた場合には、「犬によるこう傷危害等の防止について」（昭和56年10月6日付け衛第245号衛生部長通知。以下「衛生部長通知」という。）に基づき指導を徹底して、事故の再発防止を図ること。

また、当該通知中の千葉県犬取締条例第3条は動物愛護条例第18条に読み替えて準用すること。（オについても同じ。）

オ 大型犬飼養実態調査

市町村及び関係団体の協力のもとに、過去の苦情や指導等を参考に大型

犬の飼養者を5件程度選び出し、別紙2「大型犬飼養実態調査票」により当該犬の飼養管理状況を調査すること。

なお、調査に当たっては、別記「大型犬飼養実態調査時における留意事項」を参考とし、管理上の不備が認められた場合には、衛生部長通知に基づき指導の強化を図ること。

カ 多頭飼養届出施設の調査

犬又は猫を合わせて10頭以上飼養する場合には、動物愛護条例第14条の規定による届出が必要であることについて周知徹底を図ること。

なお、本月間中に実施した多頭飼養の届出施設への立入検査の指導状況等を別紙3「多頭飼養届出施設の調査」に記入すること。

キ 動物取扱業者の適正化

第一種及び第二種動物取扱業を行おうとする場合には、あらかじめ保健所長へ動物愛護法に基づく登録又は届出の手続きが必要であること等について周知徹底を図り、動物取扱業者及び届出が必要となる可能性のある団体等に対しては、関係法令の遵守事項等について周知・指導を行うこと。

なお、本月間中に実施した動物取扱業施設への立入検査の指導状況等を別紙4「動物取扱業施設への立入検査結果」に記入すること。

また、立入検査の際には、以下の事項に留意すること。

- (ア) 立入検査に当たっては、動物愛護管理員証（千葉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則〔平成27年千葉県規則第4号〕第7号様式）を携帯し、求めに応じて提示すること。
- (イ) 立入検査を拒否された場合の対応については、動物愛護法第24条第3項及び第47条第3号に留意すること。
- (ウ) 立入検査に当たっては、必要に応じて警察の協力を仰ぐこと。
- (エ) 施設等に立ち入る際は、手指及び靴底等の消毒や服装等に配慮すること。
- (オ) 基準省令の遵守状況を確認すること。

ク 特定動物の飼養等の許可等

特定動物について、動物愛護法に規定される目的以外の目的（愛玩飼養等）で飼養又は保管を行うことは禁止されていること等について周知徹底を図ること。

また、動物愛護条例に基づき、特定動物が逸走した場合の飼い主の通報義務等について周知徹底を図ること。

ケ 広報活動

以下の事項について広報活動を行うこと。なお、必要に応じて市町村や動

物愛護推進員等と連携を図ること。

(ア) 放し飼いの禁止等

人の生命等に対する侵害を防止するため、犬の放し飼いをしないこと。

また、周辺的生活環境の保全等に支障を生じさせないようにするため、猫の屋内飼養の重要性について周知すること。

(イ) ふん尿等の適正な処理

所有者等に対し、公共の場所や他人の土地・建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないよう努め、その処理に当たっては、自らが責任をもって適正に処理するよう自覚を促すこと。

(ウ) 多頭飼養の届出

犬又は猫を合わせて10頭以上飼養する場合は届出が必要であることを周知すること。

(エ) 繁殖制限（不妊去勢措置）の啓発

犬・猫の適正飼養及び動物愛護の観点から、犬・猫の所有者等に対してみだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の必要性を訴えること。

(オ) 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

所有者等に対し、動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために注意を払うよう促すこと。

(カ) しつけの励行

動物を人間社会の中で共存させるためのしつけの必要性を訴えること。

(キ) 所有者明示措置の啓発

所有者等が所有する動物に対して、迷子札やマイクロチップ等の識別措置を行うように促すこと。犬については、登録鑑札及び注射済票の装着が義務であることを周知すること。

また、犬猫等販売業者が令和4年6月1日以降に取得した犬猫について、その犬猫へのマイクロチップ装着及び情報の登録が義務であること及び犬猫等販売業者以外の所有者が令和4年6月1日以降に取得した犬猫について、その犬猫へのマイクロチップ装着が努力義務であり、装着した場合又は既に装着されている場合、その後の情報の登録又は変更登録は義務であることを周知すること。

(ク) 犬及び猫の引取り

犬及び猫の引取りの際は、新たな飼い主探しやしつけ方等に関する助言を与え、犬・猫の所有者等に対し、動物の適正飼養等の責任を促すため、事前に相談するよう周知すること。

(ケ) 動物の遺棄の禁止

所有者等に対して動物を捨てないよう訴えるとともに、捨てた場合は動物愛護法第44条第3項の規定により罰せられる旨の周知を図ること。

(コ) 災害時の備え

災害時に飼い主は飼養動物と同行避難ができるよう、平常時から必要な準備をするよう普及啓発すること。

(サ) 立看板等の掲示

保健所及び動物愛護センターは本月間事業の周知を図るため、庁舎に立看板等を掲示すること。

(シ) 広報紙等への掲載

保健所は本月間事業の周知を図るため、管内市町村に広報紙等への掲載を依頼すること。また、保健所等においては、ホームページ等による周知を行うこと。

(ス) 講習会等の実施

公益財団法人千葉県動物保護管理協会と連携を図り、所有者等に対して、動物の飼養・保管に関する講習会を実施することとし、併せて市町村での開催についても担当者と協議すること。

また、学校や地域等において子どもに対する動物の愛護及び適正な飼養管理に関する普及啓発が適切に行われるよう、普及啓発資材やリーフレットなどを活用すること。

コ その他

地域の実情に応じて、本月間の目的達成のための事業を実施すること。

第5 所有者等に対する措置

1 狂犬病予防法及び動物愛護条例に基づく措置

狂犬病予防法又は動物愛護条例に違反している犬の所有者等については、適切な指導を行い、必要に応じて措置命令等を行うこと。

なお、悪質な所有者等については、所轄警察署と連携をとり、告発を行う等厳重かつ適切な措置を講じること。

2 動物愛護法及び動物愛護条例に基づく措置

(1) 動物取扱業者に対しては、施設への立入検査を実施し、不適正な動物の飼養管理が認められたときには、基準省令に基づく適正な飼養方法について指導し、改善が見られない場合には勧告等を行うこと。

また、動物取扱業を無登録で営業している事業者に対しては、直ちに営業をやめさせ、速やかに登録を行うよう指導等を行うこと。

- (2) 特定動物を無許可で飼養又は保管している所有者等に対しては、速やかに許可を受けるよう指導等を行うこと。なお、指導の際には、動物愛護法に規定される目的以外の目的（愛玩飼養等）での飼養等が原則認められないことに留意すること。

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）附則第4条の規定により継続的な飼養等を行う者に対しては、その動物が繁殖した特定動物については、動物愛護法に規定される目的以外の目的（愛玩飼養等）での飼養等が認められないことから、繁殖の防止を図るよう指導すること。

また、許可飼養者に対しては、特定動物の飼養保管の方法が人の生命、身体又は財産への侵害を及ぼすおそれがないか十分に確認し、必要に応じて指導等を行うこと。

さらに、特定動物が逸走した際に通報等を怠った所有者等に対しては、逸走防止措置の徹底及び通報義務について指導等を行うこと。

- (3) 動物の飼養又は保管に起因して、周辺的生活環境が損なわれたり、動物が衰弱する等の虐待を受けたりするおそれがある事態として、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第12条及び第12条の2で定める事態が生じている場合は、原因となる動物の所有者等に対して事態の改善について指導し又は飼養施設等への立入検査を実施し、改善が見られない場合には勧告等を行うこと。

また、犬又は猫を合わせて10頭以上飼養している者から届出がなされていない場合は届出を行うよう指導等を行うこと。

- (4) 愛護動物の虐待又は遺棄を行ったことが疑われる者については、管轄警察署への情報提供及び告発を視野に入れた対象者への指導等を行うこと。

第6 報告

本月間事業の実施結果を別紙1から4により令和8年7月31日（金）までに報告すること。